

平塚市地域生活支援拠点等事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、平塚市地域生活支援拠点等事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が安心して生活することができる地域体制の構築を図り、もって障がい者等の地域での生活を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「平塚市地域生活支援拠点等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等であって、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型のものをいう。

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は、平塚市とし、複数の障害福祉サービス等事業者及び関係機関による役割分担・連携等により、面的な支援体制を整備するものとする。

（事業の内容等）

第4条 平塚市地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能（以下「拠点機能」という。）を担うものとする。

- （1） 「相談」に関する機能 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、連絡体制を確保し、障害特性に起因した緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能をいう。
- （2） 「緊急時の受入・対応」に関する機能 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能をいう。
- （3） 「体験の機会・場の提供」に関する機能 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能をいう。
- （4） 「専門的人材の確保・養成」に関する機能 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能をいう。

- (5) 「地域の体制づくり」に関する機能 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能をいう。

2 市長は、拠点機能について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項に規定する協議会において年に1回以上運用状況を検証するとともに、障がい者等及びその家族等のニーズ並びに地域課題に照らし、必要な機能の整備に関する検討を行い、内容の充実を図るものとする。

（事業者の登録）

第5条 市長は、拠点機能のいずれかを担うものとして、次に掲げる障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）を登録することができる。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- (2) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者
- (3) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (4) 法第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
- (6) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者
- (7) その他障がい者等に対するサービスの提供を業とする者

（登録の届出等）

第6条 拠点機能のいずれかを担おうとする事業者は、別に定める申請書に運営規程を添えて市長に申請し、前条の規定による登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2 前項の運営規程は、当該拠点機能のいずれかを担う事業所である旨を定めているものでなくてはならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、拠点機能のいずれかを担う事業者として登録を行い、別に定める通知書により、その旨を通知するものとする。

4 市長は、登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、法人名並びに

事業所の名称、所在地、連絡先及び登録を行った拠点機能等の公表を行うことができる。

（変更の届出）

第7条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに別に定める変更届により市長に届け出るものとする。

（廃止等）

第8条 登録事業者は、事業を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業を再開したときは、速やかに別に定める廃止届により市長に届け出るものとする。

（調査等）

第9条 市長は、登録事業者に対して、拠点機能の運営状況に係る調査を適時実施することができる。

2 市長は、登録事業者に対して、拠点機能の運営状況について、随時報告を求めることができる。

（登録の取消し等）

第10条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該拠点機能に係る登録を取り消すことができる。

- （1） 不正又は虚偽の申請により登録を受けたとき。
- （2） 登録事業者が事業者の指定の取消し等を受けたとき。
- （3） 前条の規定による調査等により登録事業者として不適当と認めたとき。
- （4） その他市長が登録事業者として不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該事業者に別に定める通知書により通知するものとする。

（登録事業者の責務）

第11条 登録事業者は、障がい者等又はその介護者の意思及び人格を尊重して、常にその立場に立った支援に努めなければならない。

2 登録事業者は、事業の実施に当たっては、障がい者等及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

3 事業に従事する者又は従事した者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。

4 登録事業者は、平塚市地域生活支援拠点等の趣旨及びその担う役割を理解し、市、他

の事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

(様式)

第12条 この要綱の規定による申請書、通知書その他の事業実施に必要な書類の様式は、別に定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和6年4月1日から効力を有する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。